

# 令和4年度第1回山梨県出資法人経営検討委員会 会議録

(令和4年12月28日掲載)

1 日 時 令和4年11月28日(月)午後2時00分～午後3時30分

2 場 所 山梨県庁議事堂地下予備会議室 又は テレビ会議

## 3 出席者

(委員) 新里清高、石山宏、萩原祐基、関尚史(順不同、敬称略)

(山梨県土地開発公社所管課)

二拠点居住推進課長、リニア未来創造局主幹、地域政策・人口戦略担当(2人)

((公財)山梨県環境整備事業団所管課)

環境整備課長、環境整備課総括課長補佐、計画担当(1人)

((公財)山梨県農業振興公社所管課)

担い手・農地対策課長、農地活用推進担当(2人)

(山梨県住宅供給公社所管課)

建築住宅課長、建築住宅課総括課長補佐、企画担当(2人)

(事務局)

行政経営管理課長、行政経営管理課総括課長補佐、行政経営担当(3人)

4 傍聴者等の数 0人

## 5 会議次第

(1) 開会

(2) 委員長互選

(3) 議事

(4) 閉会

## 6 会議に付した議題

(1) 開会(概要説明)【公開】

(2) 委員長互選【公開】

(3) 改革プラン(経営健全化方針)の実施状況等について【非公開】

① 山梨県土地開発公社

② (公財)山梨県環境整備事業団

③ (公財)山梨県農業振興公社

④ 山梨県住宅供給公社

## 7 議事の概要

### (1) 開会

### (2) 委員長互選

#### (委員)

・山梨県出資法人経営検討委員会運営要綱第4条第1項の規定により委員長の互選を行い、新里委員を委員長に選任した。

### (3) 改革プラン（経営健全化方針）の実施状況等について

#### (事務局)

それでは、本日御審議いただきます、土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社の概要について御説明させていただきます。

まず、土地開発公社でございます。バブル崩壊後の景気低迷による地価の下落に伴い、経営が悪化した結果、米倉山造成地の債務とその後発生した市川三郷工業団地の債務について、県補助金、短期無利子貸付金等により、計画的に債務処理をしているところでございます。平成23年度以降は、保有土地の売却など、残務処理のみを行い、新たな事業は行わず、実質的に公社を廃止しております。債務処理が完了する令和19年度をめどに解散予定でございます。

次に、環境整備事業団につきまして、平成21年5月から廃棄物最終処分場として、山梨県環境整備センター、明野処分場の操業を開始いたしました。その後、2度の漏水検知システムの異常検知の発生により、平成25年12月に処分場の閉鎖を決定したところでございます。現在、整理・運営事業により生じた損失を県の経営支援補助金により補填しているところでございます。また、山梨県市町村総合事務組合から委託を受けまして、一般廃棄物最終処分場の整備を、笛吹市境川町に行いまして、運営及び維持管理を平成30年12月に開始しているところでございます。

次に、農業振興公社につきまして、農地価格の下落ですとか、担い手である農業者の減少等によりまして、長期保有農地の売却差損が発生している状況でございます。平成22年度に、農地売却が完了し、売却差損が確定した状況でございます。また、平成23年度の緊急雇用創出事業の支出が不適と指摘されたところでございまして、新たな委託料の返還も発生いたしました。現在、これらの債務につきまして、自主事業収益により返還、返済を行っているところで、委託料につきましては、令和2年度に完済となっております。また、公社は平成26年度に農地中間管理機構として指定を受けておりまして、農地集積を図る事業も実施してございます。

四つ目に、住宅供給公社でございます。バブル景気時に開発した住宅団地が、バブル崩壊後の長引く景気低迷によりまして、販売不振となり、財務状況が悪化している状況でございます。現在は県からの債務処理補助金、県からの短期無利子貸付金、公社の事業収益により計画的に債務処理を実施してございます。また、平成22年度には、分譲資産を完売し、分譲事業は終了している状況でございます。現在は解散に向けまして、県営住宅の指定管理者制度への段階的な移

行等、事業の縮小整理を段階的に行っておりまして、令和 20 年度をめどに債務処理を完了して、公社を解散する予定となっております。法人の概要については以上でございます。

続いて、経営健全化方針の概要について簡単に申し上げます。本県におきましては、経営状況が悪化している恐れがあると判断されました 5 法人、土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社及び解散済みの林業公社につきまして、改革プランを策定し、抜本的改革を実施してきたところでございます。これらにつきまして、平成 30 年 2 月の総務省通知によりまして、相当程度の財政的リスクが存在する第 3 セクター等と関係を有する地方公共団体におきましては、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針の策定、公表を求められたところでございます。本県におきましては、解散済みの林業公社を除く土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社の 4 法人につきまして、既存の改革プランを経営健全化方針にも位置付けまして、平成 31 年 3 月に公表したところでございます。さらに、令和元年 7 月の総務省通知によりまして、経営健全化方針を策定している団体におきましては、さらにリスクの計画的な解消を着実に推進するために、毎年度、経営健全化方針に基づく取り組み状況の報告が求められているところでございます。これらの総務省からの要請等を踏まえまして、改革プランの実施状況を、経営健全化方針に基づく取り組み状況としても、今後、ホームページで公表していくところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

## ①山梨県土地開発公社

(委員長)

まず山梨県土地開発公社について、所管課より説明をお願いします。

(二拠点居住推進課)

・資料 1～3 により説明

それでは、山梨県土地開発公社改革プランの実施状況につきまして、御説明させていただきます。土地開発公社の改革プランは、平成 22 年 12 月に策定し、その後、3 回の改定を行って参りました。このプランに基づきまして、土地開発公社は、令和 19 年度の解散に向けて、債務処理、残務処理を進めておりますが、新規事業は行わず、県の財政支援による公社の損失補填などにより、債務の縮小を計画どおり進めているところでございます。本日は、公社の令和 3 年度の決算状況及び改革プランの実施状況について御報告させていただきます。

資料につきましては、資料 1「山梨県土地開発公社改革プランの実施状況」、資料 2「令和 3 年 3 月改定の山梨県土地開発公社改革プランの概要」、資料 3「令和 3 年 3 月改定の山梨県土地開発公社改革プラン」の 3 点となります。

それでは、資料 1 の実施状況 1 ページを御覧ください。あわせて資料 2 の御準備もよろしくお願いたします。

資料 1 の I、改革プランの基本方針に記載しましたとおり、平成 23 年度以降、新たな事業は

行わない、平成 26 年度以降にプロパー職員は配置しない、令和 19 年度までに債務処理を終了し、公社を解散するといった基本方針に則って公社の業務を進めることとしております。改革プランの実施期間につきましては、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間となっております。

次に債務処理の考え方について、資料 2 債務処理のスキームを御覧ください。土地開発公社の債務につきましては、大きく 2 点ございます。まず、スキーム上段の図にあります米倉山造成地に係る債務、下段の図にございます市川三郷工業団地に係る債務、この 2 点について、県からの短期無利子貸付金と債務処理補助金により、令和 19 年度までに債務を解消していくことが基本的な考え方となります。

米倉山の造成につきましては、事業原価が 152.2 億円ございましたが、時価評価いたしましたところ、簿価が 41.5 億円ということになり、110.7 億円が特別損失として計上されましたので、これを県の無利子貸付金、補助金、それから、自己資金等により、順次債務処理をしていくという計画となっております。令和 3 年度末の債務は 60.5 億円となっておりますが、この債務につきましては、令和 9 年度までは毎年 2 億円、令和 10 年度から令和 18 年度までは毎年 5 億円、令和 19 年度には残った 3.5 億円の補助金を県から交付することにより、処理を行っていくものでございます。

市川三郷工業団地につきましては、埋設廃棄物等が出てきたところで、その撤去費 6.5 億円と、その隣接地について埋設物がある可能性が高いということで、販売を断念したことによる造成費用 4.6 億円、これを合わせました 11.1 億円の債務を県からの補助金により処理するものでございます。令和 3 年度末の債務は 4.1 億円となり、この債務につきましても、平成 28 年度以降、毎年 0.3 億円の県の補助金、その他売却収入に充当するという形で処理を行っていくものとなっております。

次に、資料 1 にお戻りいただきまして、2 ページを御覧ください。改革プランの実施状況について御説明いたします。

まず、公社の債務については、改革プランに基づく債務処理補助金により、計画どおり縮減しております。また、市川三郷町大塚地区工業団地の太陽光発電施設用地の貸し付けについては、安定的に推移しております。

次に、3 ページを御覧ください。2 の債務処理の状況については、先ほど申し上げましたとおり、計画どおり、県の債務処理補助金により債務を縮減しております。

3 の公有地取得事業については、改革プランに基づき、平成 23 年度以降、新たな事業は実施しておりません。

4 の土地造成事業の市川三郷町大塚地区工業団地未分譲地の活用については、廃棄物が埋設されている可能性が高いことから、販売を断念した土地であり、前改革プランの改定時に、その活用方法について検討した結果、太陽光発電施設用地として貸し付けることとしたものでございます。平成 26 年の 5 月に契約し、平成 26 年 6 月から貸し付けを行っている状況です。契約の相手方は株式会社 YEG、貸付期間は平成 26 年 6 月 1 日から令和 17 年 5 月 31 日までの 21 年間でございます。貸付料は年間 1,780 万円としており、現在の契約のとおり、貸付収入を受けている状況であります。

5 のあっせん等事業については、改革プランに基づき、平成 23 年度以降、新たな事業は実施

しておりません。

4 ページを御覧ください。6 の職員体制については、改革プランに基づきまして、平成 25 年度までにすべてのプロパー職員が退職しており、平成 26 年度からは、県からの派遣職員と事務員の体制となり、債務処理や法人の業務を進めているという状況でございます。

7 の未収金の状況について、山梨ビジネスパークの 5.1 億円は財務上の破産債権として計上し、売却相手がすでに破産していることから、回収見込額を約 0.3 億円とし、残額の 4.8 億円を貸倒引当金に計上しているという状況であります。こちらの回収につきましては、現在の所有者と任意で交渉を進めており、引き続き情報収集などを含めて対応をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、5 ページ以降の公社の財務状況につきまして、6 ページの損益計算書、7 ページの貸借対照表に基づき御説明させていただきます。6 ページの損益計算書を御覧ください。A 令和 3 年度と、B 令和 2 年度の決算について、横並びでお示しております。まず 1 の事業収益ですが、(1) 土地造成事業収益の (ア) 造成地賃貸収益の 1,780 万円につきましては、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地の借主である企業に貸し付けている賃付料でございます。次に 2 の事業原価ですが、(1) 土地造成事業原価の (ア) 造成地賃貸原価は、貸し付けを行っている土地の固定資産税であります。続きまして、3 の販売費及び一般管理費ですが、(1) 人件費は専務理事等の給与等、(2) 経費は、需用費や役務費となっております。4 の事業外収益ですが、(1) 受取利息は、預金利息、また、(2) 雑収益の (ア) 補助金の 2 億 3,045 万 8,000 円は、米倉山造成地と市川三郷工業団地に係る県からの債務処理補助金であります。最後に、5 の事業外費用の支払い利息は、年度切り換え時に金融機関から借り入れる短期借入金に対する利息になってございます。これらの結果、一番下にありますが、令和 3 年度当期利益は、2 億 3,740 万 2,451 円となりました。令和 3 年度と令和 2 年度の増減について、149 万 4,798 円の差が生じておりますが、これは主に公社の会計システムの更新に伴う支出が要因となっております。

続きまして、7 ページの貸借対照表を御覧ください。まず I 資産の部、1 流動資産 (1) 現金及び預金が 2 億 2,080 万 7,291 円であり、(2) 事業未収金は、道路公社及び住宅供給公社との共通経費にかかる立て替え分であります。次に、2 の固定資産 (2) 投資その他の資産 (ア) 賃貸事業の用に供する土地が、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地の簿価、そして (イ) 預り保証金引当特定預金は、太陽光発電施設用地の貸付にあたり、契約保証金として預かっているものでございます。(ウ) 破産債権の 5 億 1,117 万 8,450 円は、山梨ビジネスパークの土地代金の未収金を計上しているものですが、すでに売却先が破綻していることから、(エ) 貸倒引当金として 4 億 8,605 万 450 円計上しているという状況になっています。

続きまして、II 負債の部、1 の流動負債、(1) 未払金が人件費や電話料等の経費になっております。(2) 短期借入金 64 億 5,907 万 2,000 円は、金融機関からの公社の短期借入金でございます。県の債務処理補助金により、金融機関からの公社借入金を計画的に縮減しているため、これに応じて減少しているという状況になってございます。続きまして (3) 預り金は、職員の社会保険料等、(4) (ア) 賞与引当金は、専務理事等の賞与引当金になってございます。次に 2 の固定負債ですが、(1) その他の固定負債の (ア) 預かり保証金の 3,738 万円は、太陽光発電施設用地として貸し付けを行ったことに伴う預り金になってございます。

下から2行目の資本合計につきましては、令和2年度にマイナス59億3,038万6,683円であったものが、令和3年度はマイナス56億9,298万4,232円となっており、2億3,740万2,451円の債務の縮減が進んでいるという状況でございます。

令和3年度改革プランの実施状況の説明は以上でございます。それでは御審議の程よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

御説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

委員の皆様、質問がございましたらお願いします。

(委員)

数値で確認したい点が2つありまして、一点は、資料1の6ページ損益計算書3販売費及び一般管理費の(2)経費が、昨年比べてこの数値だけが大きく上昇している感じがしたので、この原因が何か伺いたいのが一つ。それから、貸借対照表と損益計算書の兼ね合いで、7ページの貸借対照表Ⅱ負債の部1流動負債(2)短期借入金がありますが、これは県が肩代わりした貸付の借入だと理解しているのですが、他方で6ページの損益計算書5事業外費用(1)支払利息の元金が何かわからなかったもので、お教えてください。

(二拠点居住推進課)

まず、経費については公社の会計システムの更新に伴う支出が主な要因となっております。また、二点目の支払い利息ですが、3月31日から4月1日に金融機関から一晩だけ借入を行っていることに伴う支払い利息になってございます。

(委員)

ありがとうございます。

承知しました。

(委員長)

他の委員の先生方大丈夫でしょうか。

以上で土地開発公社については終了とします。

## ②(公財)山梨県環境整備事業団

(委員長)

環境整備事業団について、所管課より説明をお願いします。

(環境整備課)

・資料 1～3 により説明

令和 3 年度決算に基づく、公益財団法人山梨県環境整備事業団第四次改革プランの実施状況について御説明いたします。資料 1 の 1 ページをお願いいたします。

1 令和 3 年度の事業概要について御説明をいたします。現在、事業団におきましては、二つの施設の管理を行っております。

まず、(1) 山梨県環境整備センター（明野処分場）についてであります。環境整備センターは、平成 21 年 5 月に、公共関与による管理型の廃棄物最終処分場として、操業を開始しましたが、2 度の漏水検知システムの異常検知の発生によりまして、平成 25 年 12 月に、施設の閉鎖を決定し、平成 27 年 1 月に最終覆土を終了いたしました。現在は、施設の安全性に十分に留意しながら、埋め立て地から排出される、浸出水の処理等の維持管理を行っております。

次に、(2) 一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）についてであります。この処分場については、県内に一般廃棄物の最終処分場がない状況等を踏まえまして、山梨県市町村総合事務組合が主体となり、県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備したものでございます。その整備及び管理を事業団が受託し、現在職員が常駐し、管理を行っているところでございます。施設概要の表にありますように、埋め立て完了は令和 20 年であり、その間、事業団が管理を受託する契約を締結しております。

続きまして、2 ページをお願いいたします。2 令和 3 年度決算についてであります。(1) 損益の状況につきましては、次の正味財産増減計算書により御説明いたします。3 ページをお願いいたします。表中のⅠ一般正味財産増減の部の 1 経常増減の部ですが、(1) 経常収益は、県からの補助金、指定正味財産からの振替、受託事業に係る委託料収入、管理費負担金収入、維持管理引当金取崩収入等であり、合計 2 億 6,400 万円余であります。県からの補助金につきましては、経営支援のためのものと環境モニタリングのためのものの 2 種類の合計でございます。なお、前年度から 500 万円余増加しておりますが、これは令和 3 年度に漏水検知システムの機器更新を実施したところによるものでございます。受託事業収入の運営・維持管理委託料収入については、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分場事業の運営・維持管理に係る委託料でございます。維持管理引当金取崩収入 200 万円余は、維持管理引当金の一部を、令和 3 年度の環境整備センターの維持管理費に充てるために取り崩したものでございます。次に (2) 経常費用ですが、施設の減価償却費、一般廃棄物最終処分場の運営維持管理業務や、環境整備センターの水処理施設の運転管理に係る委託費等であり、合計 2 億 6,400 万円余となっております。事業損失を補填するため、県から財政支援を受けていることから、当期経常増減額は 0 円となっております。

次に、2 経常外増減の部ですが、経常外収益及び経常外費用はございません。以上により、当期一般正味財産増減額は 0 円となっております。

次に、Ⅱ指定正味財産増減の部であります。指定正味財産は、過去に国、県から交付を受けた施設整備に係る補助金について、施設の減価償却等に応じた額を一般正味財産に振替をしております。

この結果、Ⅲ正味財産期末残高は、前年度から 1,200 万円余減の 1 億 2,600 万円余となります。

次に、4 ページにつきましては、今、御説明した正味財産増減計算書の会計別の内訳になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。(2) 資産及び負債の状況について、貸借対照表により御説明いたします。表中のⅠ資産の部は、現金預金等の流動資産が 1 億 7,500 万円余、建物等の固定資産が 3 億 7,700 万円余となっており、資産合計は 5 億 5,300 万円余となっております。

Ⅱ負債の部は、短期借入金等の流動負債が 4 億 800 万円余、固定負債である維持管理引当金が 1,700 万円余となっており、負債合計は 4 億 2,600 万円余となっております。この負債合計と、Ⅲ正味財産合計 1 億 2,600 万円余を合わせ、負債及び正味財産合計は 5 億 5,300 万円余となっております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。3 経営改善に向けた取り組みについてであります。まず、(1) 環境整備センターの維持管理コストの縮減についてであります。浸出水処理施設運転管理等業務委託等において、引き続き、長期継続契約を実施するとともに、浸出水の状況に応じて、水処理施設の運転をきめ細かく管理することにより、電気料等の縮減を図りました。

次に、(2) 要員計画の見直しについてであります。令和 3 年度は、県派遣職員等 8 名の体制となっており、前年度と対比して、人員に増減はありません。今後についても、効率的な運営を図ることができるよう事業内容に考慮した人員の配置を行う等、適宜見直しを行って参ります。

次に、(3) 経営支援補助金についてでございます。1 経営支援補助金の概要ですが、この補助金は、事業団の財務基盤の安定を図るため、最終処分場の整備・運営事業等により生じた事業損失を補填するためのものでございます。

次に、2 令和 3 年度の決算ですが、令和 3 年度の事業損失は 8,500 万円余となり、県は損失を補填するため、同額の経営支援補助金を交付いたしました。この事業損失は、第四次改革プラン策定時に算出しました当初予算額 1 億 1,700 万円を 3,100 万円下回っております。

環境整備事業団における令和 3 年度の改革プランの実施状況の説明は以上となります。今後も引き続きこのプランに基づき取り組みを着実に進めまして、経営改善に取り組んでいくこととしております。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

御説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質問がありましたら、お願いします。

(委員)

資料 1 の 5 ページ貸借対照表で建物の増減は減価償却費分かと思うのですが、3 ページ目の減価償却費はもう少し多くなっています。この差は他に何があるのでしょうか。



(環境整備課)

減価償却費のほとんどは建物なのですが、他にも什器・備品の金庫や、機械及び装置の草刈り機の減価償却費があります。

(委員)

建物以外にも減価償却費があるという話ですが、貸借対照表上はどこに出ているのですか。

(環境整備課)

貸借対照表上は、固定資産のその他という項目に入ります。その他の金額が増えていると思うんですけど、無形固定資産で、会計ソフトを購入したためです。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他の委員の先生方、何かございますでしょうか。

これで質疑は終わりたいと思います。

### ③ (公財) 山梨県農業振興公社

(委員長)

担当者の方から、実施状況等につきまして御説明をお願いします。

(担い手・農地対策課)

・資料 1～3 により説明

委員の皆様には、平素より、農業振興公社の運営に対しまして、御理解、御協力を賜りまして、衷心より御礼申し上げます。

農業振興公社は、昭和 47 年に農業経営の基盤強化と農地の有効利用を促進するため、財団法人山梨県農地開発公社として設立されました。その後、平成 19 年に就農支援センターの開設、平成 25 年に公益財団法人に移行、さらに平成 26 年度からは、農地中間管理機構として県から指定されるなどの変遷を経て現在に至っております。業務としては、農地利用の効率化を目的とした農地中間管理事業を主体に、担い手支援対策としての新規就農者の相談窓口業務などの公益目的事業と併せて、農地の集積集約化を促進するための土地改良事業における工事発注用積算業務委託等の収益事業に積極的に取り組んでおります。

また、運営につきましては、平成 30 年度末に委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて平成 31 年度から令和 5 年度までを計画期間とした改革プランを改定し、現在鋭意取り組みを進めているところでございます。

本日は、令和3年度の決算状況並びに改革プランの実施状況について御説明をさせていただきます。詳細につきましては、担当から御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1に基づき、令和3年度の公益財団法人山梨県農業振興公社の改革プランの実施状況について説明をさせていただきます。

まず初めに、令和3年度の決算についてでございます。収益の状況について、1ページの正味財産増減計算書を御覧ください。

最初に、資料の修正をお願いいたします。1(1)経常収益の基本財産等運用益の当年度8,357,736円を8,357,496円に、経常収益計の当年度263,821,882円を263,821,642円に修正をお願いいたします。

令和3年度の決算ですけれども、経常収益は、受託事業収益や農地中間管理用地貸付等の増加により、事業収益が増加し、当期経常増減額は約1,238万8,000円の黒字を確保できました。また、当期一般正味財産増減額については、前年度の約1,153万3,000円を下回り、約1,042万円となりました。

次に、2ページをお願いいたします。資産及び負債等の状況についてでございます。公社が保有する財産は、基本財産の300万円のほか、特定資産の強化基金引当資産や、担い手育成基金引当資産等合計で約7億3,703万5,000円となっております。負債の部の固定負債の長期借入金につきましては、長期保有農地の売却差損処理のための借入金や、農地保有合理化事業に係る借入資金でございます。長期借入金については、前年度より639万円減少し、負債の部合計は前年度末から約393万4,000円の減少となっております。正味財産合計は約7,092万7,000円となり、前年度より約1,042万円の増加となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。改革プランの実施状況につきまして、説明させていただきます。まず(1)農地中間管理事業の推進についてでございます。この事業は、平成26年度から始まった農業振興公社の中心的な事業でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、事業を実施する団体として、各県で一つ農地中間管理機構として公社が指定されており、市町村や関係機関と連携して、担い手への農地の集積や荒廃農地の発生防止・解消の推進を図るものであります。令和3年度における実施状況は、207ヘクタールの農地を地権者から借り受け、236ヘクタールを耕作者へ貸付けました。参考資料といたしまして、別紙のポンチ絵を御覧ください。左上の仕組みのところにありますように、農地中間管理事業は、公社が農地中間管理機構として、農地を貸したいという農地の出し手である地権者から農地を借り受けまして、これらの農地を借りたいという農地の受け手である耕作者に農地を貸し付ける事業になります。左下の部分に各年度末時点における借受と貸付面積の実績を記載してありますが、令和3年度末の累計では、借受面積が1,286ヘクタール、貸付面積が1,251ヘクタールとなっております。

それでは、資料1の3ページに戻っていただきまして、(2)担い手の相談・支援体制の強化について御説明します。公社では幅広い担い手への支援を図るために、就農支援センターの機能を持ち、関係機関と連携して就農支援対策の強化に取り組んできております。令和3年度の実施状況は、県内での就農相談会を10回、県外で1回開催し、252件の就農相談を受けました。県内

外での相談会では、新規就農希望者に対する研修制度の紹介や就農計画の作成支援等、相談者が円滑に就農できるよう丁寧に支援を行いました。また、農業啓発事業として県内の小中学校 16 校に対して、農作物の栽培や収穫等、農業体験学習に要する経費の助成を行いました。平成 30 年度から実施しておりますシニア世代就農促進事業では、概ね 50 歳以上のシニア世代の就農促進を図るため技術研修を実施しました。果樹・野菜で 5 コース、計 48 回開催し、54 名が研修を受講いたしました。さらに令和 2 年度から実施しています、やまなしあぐりゼミナール設置事業では、新規就農を希望する就農時 50 歳未満の者を支援するため、県が認定したアグリマスター等の先進農家のもとで派遣研修、経営管理等の講義を組み合わせた長期研修を実施しました。本研修では、19 名の研修生に対し、派遣研修 1,200 時間以上、講義研修を 23 回実施いたしました。

次に、(3) 県奨励品種等種苗の増殖、供給についてでございます。この事業は、平成 29 年度から実施している県産ワインのさらなる品質向上を図るため、不足している甲州種ブドウの苗木の生産・供給を行う事業であります。平成 30 年度から県内のワインメーカーや農家等に苗木の供給を開始しており、令和 3 年度は、優良 4 系統の苗木供給予定本数 1,000 本に対し、1,455 本を供給いたしました。

また、令和 3 年度は、新規事業として県が新たに開発した赤系ブドウ「甲斐ベリー7」の増殖及び供給を目的として、苗木の育成に向け、苗木 2 品種及び穂木の挿し木、育成管理を行いました。

次に 4 ページを御覧ください。(4) 長期保有農地の売却差損に係る返済についてでございます。令和 3 年度の期末残高 1 億 3,379 万 3,000 円で、前年度に比べて 600 万円の圧縮を図っております。今後も土地改良事業の積算業務や、J R 東海から受託しているリニア中央新幹線構造物による農作物への影響調査業務等の収益事業を積極的に受託し、経営の合理化を図り、黒字化を継続し、借入金の解消に努めることとしております。

次に、(5) 就農支援資金の早期回収と貸倒引当についてでございます。就農支援資金は、貸付業務が平成 25 年度から日本政策金融公庫に移行しており、これより以前に貸し付けた債権を回収しております。延滞債務者は 2 名で、令和 3 年度につきましては、14 万円の納入がありました。返済残額は 226 万 3,000 円となっております。今後も引き続き、延滞債務者との交渉を行い、早期回収に努めていきたいと考えております。

最後に (6) 経費節減の取り組み (7) 業務量に見合う人員・組織体制等の検討についてでございます。これまで改革プランに基づき、プロパー職員の月額給与 5%カットを継続するほか、事務経費の節約等に努めているところでございます。職員については、主要事業である農地中間管理事業の業務量が年々増加する中で、事業が円滑に進められるよう、前年同様プロパー 3 名の体制で業務を行いました。また、昨年度から農地中間管理事業の貸借情報を管理する業務管理システムが本格稼働し、書類作成の簡素化やデータ管理、賃料受払業務の円滑な実施等、業務の効率化を図っているところであります。

以上が、令和 3 年度の農業振興公社の実施状況になりますが、今後も改革プランに沿って経営の健全化を図れるよう、当課といたしましても、引き続き、農業振興公社へ支援をして参りたいと考えております。

(委員長)

御説明どうもありがとうございました。

御質問がありましたら、委員の皆様お願いします。

(委員)

先ほど正味財産増増減計算書の当年度の数字が動いたので、おそらく増減額も変わると思うのですが。

(担い手・農地対策課)

増減額は変わってないです。エクセルではなくて、ワードの表だったので基本財産等運用益と経常収益計が違っていました。当期経常増減額は間違っていなかった。印刷された数字のまま大丈夫です。

(委員)

基本財産等運用益の下3ケタが496になるんですよね。そうすると、4,611ではなくて4,851に変わるのかなと思ったんですけど。

(担い手・農地対策課)

ここは変わらないです。

(委員)

わかりました。

正しくできあがったものは、差し替え可能なのですか。

(担い手・農地対策課)

はい。

(委員)

あと、リニア中央新幹線の構築物による農作物への影響調査業務とかを受託するとともにとあるのですが、その業務自体はプラスの業務になっているのでしょうか。

(担い手・農地対策課)

プラスの業務になっております。

(委員)

はい。

ありがとうございます。

(委員長)

他に質問ございますか。

(委員)

資料 1 の 3 ページの実施状況に平成 26 年度から年度別の農地の借入貸付面積が出ています。これは、単年度の借受けと貸付けの数値と理解しましたが、A3 横長の別紙の左下、農地中間管理事業実績の年度末の貸借面積は、資料 1 の 3 ページが各年度のフローの数値に対して累積したものかと思ったところ、平成 26 年度初年度は合っているが、これ以降単純に資料 1 フローの数値を足し上げた合計よりも小さくなっています。手元の電卓でいくと、別紙の令和 3 年度の最終値が 1,286ha になっていますが、資料 1 の累計では 1,490ha という数値になって、端数のズレで収まるレベルでないです。同じように、貸付面積が別紙だと 1,251ha になっていますが、資料 1 では 1,536ha になってくる。これも明らかに端数処理の問題ではなさそうなので、何かこの数値のズレは理由があるのか。あるいは、表の見方として私が間違っているかもしれないので、そのあたり御説明いただきたいです。

(担い手・農地対策課)

資料 1 の 3 ページの方は、おっしゃったとおり単年度の数値になります。別紙の左下の表の方は、年度末の貸借面積とありますが、単純な累計ではなくて年度末時点で契約が活着しているものの面積になりますので、過去に契約してすでに契約が終わっているものについては足されてこないということで、数字がずれてきております。

(委員)

なるほど。

だから、初年度は、ずれないんだけど、それ以降はズレが生じているということですね。

(担い手・農地対策課)

はい。

(委員)

わかりました。

ありがとうございます。

(委員)

今のところに関連して、よろしいですか。

農地中間管理事業の契約期間は、普通 5 年でしたか。

(担い手・農地対策課)

特に決まりはありませんけども、5 年のものもあれば、1 年や 3 年と短いものもありますし、

逆に 10 年や 20 年と長いものもあります。

(委員)

わかりました。

(委員)

農業振興公社の事業として、公益目的の事業の中で大きいものが、農地中間管理事業だと思いますが、収益事業で土地改良事業の積算業務受託と、リニア中央新幹線の構築物による農作物への影響調査の業務受託などがありますけども、3 事業の事業別の収益はどんな感じですか。

(担い手・農地対策課)

中間管理事業の事業収益が 1 億 2 千万円くらいになります。土地改良が 1,900 万円、JR のリニアの委託が 970 万円くらいになります。

(委員)

今のが利益ですか。

(担い手・農地対策課)

収益です。

(委員)

利益はどれくらいですか。

(担い手・農地対策課)

中間管理事業がマイナス 430 万円くらい、土地改良受託事業が 1,160 万円、JR 受託事業が 479 万円くらいになります。

(委員)

ありがとうございます。

そうすると、農地中間管理事業は公益事業で公社の中心事業だと思いますが、プラスとかトントンにもっていくのは難しい状況という理解でよろしいですか。

(担い手・農地対策課)

中間管理事業で収益を出すのは、難しいと思います。

(委員)

わかりました。

あともう 1 点ですね、令和 2 年度だったと思いますが、中間管理事業の関係で、賃料の振込み

でエクセルの管理を間違えて一人ずれていて、別の人に振り込んでしまったというのがあったと思いますが、あの件の処理は全て終わったのかということと、それで生じた損害とかはないのかということをお教えください。

(担い手・農地対策課)

処理については全て終わっております。振込みが不足していた分については、令和2年12月中には全て追加の振込を終えておまして、あとは、過払いの回収についても、令和3年12月には全て回収が終わったということです。

(委員)

回収できなくて、損害として残っているものはないと。

(担い手・農地対策課)

それに関して、公社への損害はございません。

(委員)

承知しました。

(委員長)

他に委員の先生方、質問ありますか。

無いようですので、農業振興公社について審議を終了いたします。

#### ④山梨県住宅供給公社

(委員長)

住宅供給公社について所管課より御説明をお願いします。

(建築住宅課)

・資料1～3により説明

本日は経営検討委員会の皆様方におかれましては、住宅供給公社の経営状況等に関わる御審議をいただき、ありがとうございます。

住宅供給公社でございますが、いわゆるバブル景気の際に取得しました分譲住宅が、バブル崩壊後に販売不振に陥りまして、多額の借入金を抱えたこと等から、財政状況が大幅に悪化したところでもあります。そのために、平成9年度以降、経営改善計画等を策定いたしまして、分譲資産の早期処分や、組織改革による経営合理化等の取り組みを進めて参ったところでございます。令和2年3月には、現行の第三次改革プランを策定いたしまして、公社の経営健全化に向けました取り組みをさらに推進してきました。

公社の令和3年度決算の詳細につきましては、後程御説明させていただきますが、第三次プラ

ンの進捗状況につきまして簡単に御説明させていただきます。まず、経営方針の一つでありまず、長期借入金につきましては、5年間で約15億円の削減を目標としておりますが、昨年度までの3年間で約9億4,000万円を削減したところでございます。保有資産の整理につきましても、山宮南団地の解体を予定どおり完了いたしまして、事業を廃止いたしました。また、ファミリー賃貸住宅事業につきましては、現在、事業継続中のオーナーは1名のみとなり、未収金が発生することなく、順調に返済を進めております。なお、今年度から一部の県営住宅におきまして、民間の指定管理者制度を導入いたしまして進めております。このように第三次改革プランにつきましては、目標達成に向け、順調に推移しているところであります。

引き続きプランが円滑に推進するよう公社と連携して参る所存であります。委員の皆様方におかれましては御審議のほどをよろしく願いいたします。なお、詳細につきましては、お手元の資料に基づきまして、担当から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料1山梨県住宅供給公社改革プラン（第三次）実施状況により、御説明をさせていただきます。

資料1ページの1令和3年度住宅供給公社決算状況と、3ページの2住宅供給公社改革プラン（第三次）の実施状況で構成してございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。令和3年度住宅供給公社の決算について、損益の状況の説明をさせていただきます。

まず、事業収益[a]につきましては、約7億3,000万円でございます。その主な内訳は、公社が保有する山宮南団地や、双葉・響が丘利便施設用地等、賃貸管理事業収益の約1億7,000万円、県営住宅の管理受託住宅管理事業収益の約5億2,000万円でございます。賃貸管理事業収益につきましては、前年度より約200万円減少してございますが、主な要因は、山宮南団地の解体に伴う家賃収入の減少でございます。管理受託住宅管理事業収益の約2,600万円の増加は、主に県営住宅に係る、計画修繕等受託業務の増加によるものでございます。その他事業収益の約960万円の減少は、主に県営住宅に係る火災報知機取替業務の減少によるものでございます。

これに対しまして、事業原価[b]については、約5億7,000万円でございます。その主な内訳は、公社保有用地等の賃貸管理事業原価約5,000万円、県営住宅の管理受託住宅管理事業原価約4億9,000万円でございます。賃貸管理事業原価につきましては、前年度より約60万円減少してございますが、これについては主に山宮南団地の解体に伴う、固定資産税等の減少によるものでございます。その他事業原価の約700万円の減少が、主に県営住宅に係る火災報知機取替業務の減少によるものでございます。また、一般管理費[c]は約1,500万円となり、事業収益[a]から、事業原価[b]及び一般管理[c]を除いた事業利益[d]は約1億4,000万円でございます。これに県からの補助金2億4,000万円等から成る、その他経常収益[e]を加え、分譲住宅内の修繕費用約360万円等から成るその他経常費用[f]を減じ、経常利益[g]は約3億9,000万円でございます。さらに、特別損失として、山宮南団地4棟の固定資産除去損4円を計上した結果、当期総利益[j]は約3億9,000万円でございます。前年度より約3,000万円減少してございますが、その主な要因は、山宮南団地の解体に伴うものでございます。なお、分譲事業につきましては、平成22年度に完売し、終了してございます。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。(2) 資産及び負債の状況について御説明をさせ



ていただきます。保有する資産が、流動資産と固定資産の合計で約 76 億 6,000 万円でございます。主な資産は、固定資産の賃貸施設等資産で、双葉・響が丘利便施設賃貸用事業資産約 58 億 3,000 万円、定期借地権資産土地約 4 億 3,000 万円でございます。

続きまして、前年度に対する増減が大きかった科目について、御説明をさせていただきます。流動資産の現金預金の減、未収金の増につきましては、県営住宅の一部に次年度から指定管理業務を導入するに伴い、第 4 四半期分の委託料が未収金となったことによる減でございます。なお、県の出納整理期間内であります令和 4 年 5 月末までには、全て収納されてございます。固定資産の賃貸住宅資産建物、減損損失累計額、減価償却累計額の増減につきましては、山宮南団地の解体によるものでございます。また、その他固定資産長期定期預金の増は満期に伴うものでございます。

続きまして、資料の 3 ページを御覧ください。まず負債の部、約 79 億 9,000 万円の主な科目であります、長期借入金でございますが、令和 3 年度末残高は、県からの債務処理対策補助金により、令和 2 年度末の約 77 億 5,000 万円から約 2 億 4,000 万円減少し、約 75 億 1,000 万円でございます。

続きまして、資産の部、債務超過額は、令和 3 年度総利益約 3 億 9,000 万円により、令和 2 年度末の約 7 億 2,000 万円から約 3 億 3,000 万円に圧縮されたところでございます。住宅供給公社の令和 3 年度決算につきましては、以上でございます。

続きまして、住宅供給公社改革プラン（第三次）の実施状況について、御説明させていただきます。

令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の計画期間とする第三次改革プランにつきましては、お手元にお配りしております、資料 2・3 のとおり当委員会の御審議、御意見をいただきまして、平成 31 年 3 月に策定したものでございます。

まず、(1) 借入金の返済でございます。公社借入金は、県からの債務処理対策補助金等により、計画的に返済を行っているところでございます。その結果、令和 3 年度末の借入金残高は、令和 2 年度末の約 77 億 5,000 万円から約 2 億 4,000 万円減少し、約 75 億 1,000 万円でございます。改革プランにおきましては、令和 5 年度までの 5 年間で 15 億円削減し、約 70 億円とすることとしておりますので、この目標に向け、順調に返済が行われている状況でございます。

続きまして、(2) 繰越欠損金の圧縮でございます。県営住宅等管理事業を中心に、賃貸施設等管理事業及びその他事業を適切に実施することにより、着実に収益を上げ、利益の確保に努めて参りました結果、令和 3 年度総利益約 3 億 9,000 万円により圧縮され、約 3 億 4,000 万円でございます。

続きまして、(3) 県営住宅の管理でございます。従来に引き続き、管理代行制度による県営住宅の管理業務を適切に実施いたしました。一方、令和 4 年度から一部の県営住宅について、指定管理者制度へ移行するため、昨年度は指定管理者の募集を行い、今年度当初から予定どおり指定管理者制度を導入したところでございます。

続きまして、(4) 保有資産の整理でございます。公社保有の山宮南団地につきましては令和 2 年度 3 棟、令和 3 年度 4 棟の解体工事を行いまして、令和 4 年 5 月に借地を返還し、事業を廃止したところでございます。

続きまして、(5) 賃貸管理事業の継続でございます。双葉・響が丘事業用地を中心とした賃貸管理事業を引き続き実施したところでございます。賃貸管理事業におきましては、6事業者と7件の定期借地権契約を締結してございますが、うち現在までに契約が満了した全ての事業者と同条件で継続契約を締結したところでございます。

続きまして(6) ファミ賃事業の対応でございます。平成28年度に、未収金を解消して以来、これまで新たな未収金は発生してございません。事業継続中のオーナーは、現在1者のみとなっており、返済状況等、経営状況の管理を行っているところでございます。また、公社が直接経営を行っている1件につきましても、賃貸事業を継続し、確実に収益を確保しているところでございます。

続きまして、(7) 要員計画でございます。プロパー職員の退職不補充を原則とし、21名を基本として参ったところでございます。職員は、事務局長以下、21名体制でございますが、このうち3名は、臨時的な業務に係る職員及び県派遣職員でありまして、恒常的な配置が不確定なため、要員からは除外させていただいております。これにより、要員計画による公社職員数は、要員計画内である18名となっております。なお、県派遣職員については、事務局長1名のほか、解体工事等における技術力確保のための建築技術職員1名を派遣しているところでございます。

最後に、(8) 人件費の抑制でございます。平成17年度から実施しております、プロパー職員の給与等削減方策を継続しており、削減内容は、職員給与の5%削減及び管理職手当の50%削減でございます。なお、公社職員の給料表は、山梨県職員給与条例に規定する行政職給料表に準じてございます。

以上御説明しましたとおり、令和3年度における第三次改革プランの実施状況におきましては、県と公社が連携して取組みを行いました結果、借入金の返済や公社保有資産の整理等、経営方針に沿って着実に取組みを進めたところでございます。引き続き、第三次改革プランに掲げております令和20年度を目途とする公社解散に向け、一層の経営改善に取り組んでいく所存でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

御説明どうもありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。

委員の先生方、質問がありましたらお願いします。

(委員)

資料1の決算書について、お尋ねします。2ページの貸借対照表の固定資産の賃貸住宅資産建物が大きく減っていて、また、減損損失累計額が無くなっていて、減価償却累計額が大きく増えています。これは山宮南団地の除却に伴うものと考えていますが、1ページの損益計算書は、令和3年度の除却損が4円しかないんですが、これが減った資産と減価償却累計額と減損損失累計額の差額と合わないような気がするんですが。これはどのように理解すればよいのでしょうか。

(建築住宅課)

賃貸住宅資産建物の減につきましては、まさに山宮南団地 4 棟の減少分でございます。1 ページ目の特別損失に関しましては、山宮南団地 1 棟 1 円×4 棟の特別損失でございます。

差額といいますのは、累計額をそれぞれ足したものと差し引きが合わないのではないかということでございますでしょうか。

(委員)

会計的には、減った資産の純額、この場合は賃貸住宅資産建物から減った分の減価償却累計額の差額が、減少した除却に伴う資産の全額になると思うのですが、除却なので除却時の損失は全額特別損失の除却損になるのではないかと思うのですが、1 棟 1 円で 4 円と辻褃が合わない気がするんですよ。もしかしたら、帳簿とか見ないと分からない細かい数値かもしれないんですが。除却損なのか、廃材等を資産計上した結果、4 円にとどまっているのか、その辺の数値の整合性が推測できなかったもので。細かくは分からないですよ。

(建築住宅課)

減価償却の累計額は、他にも賃貸住宅を所有しており、そちらの減価償却の額でございます。4 円に関しましては山宮南団地の除却損の金額に間違いはございません。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

私からは以上です。

(委員)

山宮南団地の除却が終わったということですがけれども、明け渡しが進んで、アスベストの問題もなく、法律的に清算が終わっているという理解でよろしいでしょうか。

(建築住宅課)

土地に関しましては、お借りしていたものなので、検査等適切に行わせていただいて、今年度 5 月までに返却をさせていただいてございます。

(委員)

あと、山宮南団地の件で、敷金の返還とかは終わっているという理解でよろしいですか。

(建築住宅課)

滞りなく全て終わらせていただいているところでございます。

(委員)

ファミ貸事業の連帯債務の完済時期はいつになるのでしょうか。

(建築住宅課)

令和 17 年でございます。

(委員)

あと、ファミ賃の公社経営の 1 件ですが、売却については売りには出しているけど、なかなか購入希望者がいないという感じなんですか。

(建築住宅課)

今まだ売りには出してございませんで、周りに同じような建物がないということで非常に好評を得ておりまして、満室の状況が継続しています。ただし、老朽化も進んでおりますので、その売り時について次期プランを含めまして検討をさせていただいているところでございます。

(委員)

わかりました。

(委員長)

他の委員の先生方、御質問はございますか。

御質問無いようでしたら、質疑を終わらせたいと思います。

ありがとうございました。

議長から事務局に進行を戻します。

(事務局)

では事務局より話をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

今回は第 2 回出資法人経営検討委員会を予定してございます。出資法人の経営評価を議題といたしまして、来年 1 月頃の開催を予定してございます。日程調整等につきましては、後日御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、事務局からの連絡は以上となります。

以上をもちまして、令和 4 年度第 1 回山梨県出資法人経営検討委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(以上)